

## ▶ 広島市旅券センター

一般旅券の申請の受付と交付は平成19年(2007年)6月4日から広島県内の市や町が窓口を設置して行っています。広島市は中区基町にある広島市水道局基町庁舎内に広島市旅券センターを開設し広島市内に住民登録のある人の旅券(パスポート)の申請受付と交付を行っています。

広島市旅券センターの概要は下記のとおりです。

### 1 場所

広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎北西角(市役所サービス・コーナーと同じ場所)  
電話(082)221-8911

### 2 取り扱う事務

- (1) 一般旅券に関する次の申請の受付及び交付
  - 新規発給(5年・10年)
  - 訂正
  - 査証欄増補
- (2) 収入印紙、県証紙の販売(交付時の手数料として必要)

### 3 受付時間

[旅券申請の受付]

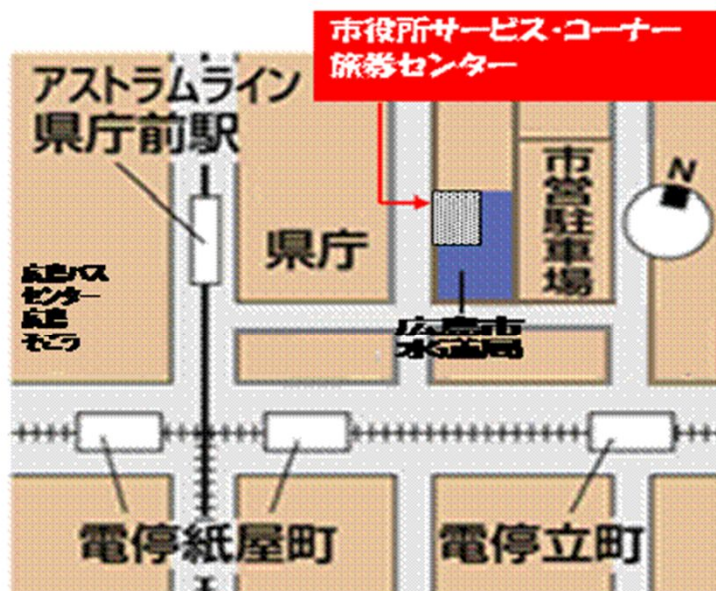
○月～金曜日(祝日、振替休日、12月29日～1月3日を除く日)の午前9時から午後5時まで

[旅券の交付]

○月～日曜日(祝日、振替休日、12月29日～1月3日を除く日)午前9:00から午後5時まで

### 4 その他

**広島市旅券センターには、専用の駐車場はありませんので、公共交通機関または**



—お問い合わせ—

広島市旅券センター

電話: 082-221-8911(広島市旅券センター)

FAX: 082-504-2069(総務課区政係)

メール: [soumu-kusei@city.hiroshima.jp](mailto:soumu-kusei@city.hiroshima.jp)

**重要**

# 旅券受領証 (新規)

(パスポート)

10年

平成 年 月 日

広島県知事様

旅券受領者署名 林 谷 誠 治

申請した内容と相違ないこと及び旅券番号を確認の上、次の名義人の旅券を受領しました。

・旅券名義人氏名 \_\_\_\_\_

## 《旅券の受取りについて》

あなたの旅券は、**25.12.12** から申請先の市町で受け取れます。  
(広島市旅券センター)

## 《受取りに必要なもの》

- ① 旅券受領証 (この用紙)
- ② 収入印紙 (14,000円)
- ③ 広島県収入証紙 (2,000円)

収入印紙
14,000円分 をここに貼ってください。 (割印はしないでください。)

広島県収入証紙
2,000円分 をここに貼ってください。 (割印はしないでください。)

証紙 2,000 円確認

### ご注意ください

- ◎ 申請された旅券は、必ず本人が受取りに来てください。  
申請されて6か月経っても受け取られなかった旅券は、自動的に失効し、受け取れなくなります。  
また、期間内に受け取られなかった場合は、次回旅券を申請される際、手続きが大変面倒になります。
- ◎ この受領証は旅券交付時に必要ですので、大切に保管してください。

### ●広島市旅券センター

広島市中区基町9-32

旅券申請の受付	月曜日～金曜日	午前9時 ? 午後5時
旅券の交付	月曜日～日曜日	

\* 祝日(振替休日を含む)及び12月29日～翌年1月3日はお休みです。

○ 収入印紙、広島県収入証紙は開所日に販売しています。

広島市旅券センターには専用の駐車場がありませんので、公共交通機関または近くの駐車場をご利用ください。

○お問い合わせ先/広島市旅券センター TEL 082-221-8911



010 広島市  
受理番号

13315150-7  
315150

# 旅券 (パスポート) 申請のご案内

- 広島県で旅券の申請ができるのは、**日本国籍を有し、原則、広島県内に住民登録している人のみ**です。
- 緊急渡航や「刑罰等関係」に該当する場合を除き、**旅券の申請や交付の窓口は、住民登録されている市・町**です。
- 旅券には有効期間が**10年と5年**の2種類があります。申請時に20歳以上の人は、いずれかを選択して申請できます。  
**申請時に20歳未満の人は、5年のものしか申請できません。**

この案内は、① 初めて旅券を申請する場合、② 旅券の有効期間が満了した場合、③ 旅券の残存有効期間が1年未満となった場合、④ 残存有効期間が1年以上の非IC旅券をお持ちの人がIC旅券の発給を希望する場合の内容です。  
旅券の記載事項に変更がある場合、外国人との婚姻などでヘボン式ローマ字によらない氏名表記を希望する場合、旅券の査証欄に余白がなくなった場合、旅券を紛失・焼失・損傷した場合等は事前に住民登録されている市・町にお問い合わせください。

## 申請に必要な書類 **必ず有効な原本を用意してください。(コピーは不可)**

※ 下記1~4は提出、5は提示していただきます。広島県内に住民登録していない人は住民票も必要です。

### 1 一般旅券発給申請書 1通 (折り曲げ厳禁)

10年と5年のいずれかを選択の上、該当する申請書に、裏面(2~3ページ)の記入例を参照しながら、間違いのないようにご記入ください。

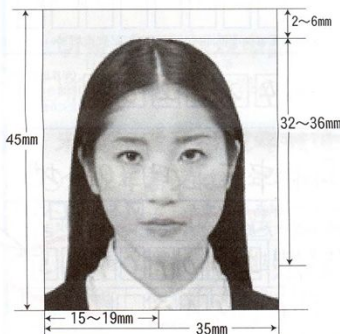
### 2 戸籍の個人事項証明(抄本)又は全部事項証明(謄本) 1通 (6か月以内に発行されたもの)

旅券の残存有効期間が1年未満となった人が有効期間満了日までに次の旅券を申請する場合又は残存有効期間が1年以上の非IC旅券をお持ちでIC旅券の発給を希望する人が申請する場合は、氏名及び本籍地の都道府県名に変更がない場合に限り、省略できます。

同一戸籍内にある2人以上が同時に申請する場合は、戸籍謄本又は同時申請する人が連記された抄本を全員で1通とすることができます。

### 3 写真 1枚 (6か月以内に撮影されたもの)※規格に合わないものやふさわしくない写真では受け付けできません。

必ず左の規格に合ったものを、裏面に氏名を記入し、貼らずにお持ちください。  
申請者本人のみが、無帽、無背景で、正面を向いて写っているもの。  
そのまま旅券に転写されます。



#### 【ふさわしくない写真の例】



### 4 前回取得した旅券

### 5 申請者本人を確認できる書類

氏名・生年月日・性別・ふりがな等が申請書の記載内容と一致しているものに限りです。

#### (1) 1つで確認できるもの

◆日本国旅券(失効後6か月以内で本人確認ができるものを含む。) ◆運転免許証(日本国が発行した国際運転免許証、仮運転免許証を含む。) ◆写真付き住民基本台帳カード ◆船員手帳 ◆海技免状 ◆小型船舶操縦免許証 ◆猟銃等所持許可証 ◆戦傷病者手帳 ◆宅地建物取引主任者証 ◆電気工事士免状 ◆無線従事者免許証 ◆官公庁(共済組合を含む。)職員身分証明書(写真付きのもの) ◆身体障害者手帳(偽造防止がされている写真付きのもの) など

#### (2) 2つ必要とするもの((1)の書類がやむを得ない理由によって、提示できない場合に限る。)

- ①と① 例)健康保険証+厚生年金手帳(証書)
- ①と② 例)健康保険証+学生証(写真の貼ってあるもの)
- 例)健康保険証+失効旅券(失効後6か月を超えるもので本人確認ができるもの)

※ ②と②では受け付けできません。

①	◇健康保険証 ◇国民健康保険証 ◇共済組合員証 ◇船員保険証 ◇介護保険被保険者証 ◇後期高齢者医療被保険者証 ◇国民年金証書(手帳) ◇厚生年金証書(手帳) ◇船員保険年金証書(手帳) ◇共済年金証書 ◇恩給証書 ◇印鑑登録証明書(申請者署名の横にその印鑑を押印してください。) など
②	◇勤務先の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書・学生証(以上3点は写真付きのもの) ◇在学証明書 ◇被爆者健康手帳 ◇雇用保険被保険者証 ◇住民税の課税台帳記載事項証明書 ◇所得税の納税証明書 ◇失効旅券(失効後6か月を超えるもので本人確認ができるもの) など

15歳未満の人について、申請者本人を確認できる書類が提示できない場合は、法定代理人を確認できる書類を上記の条件で提示すれば受け付けできます。

# 記入例

この欄は必ず申請者本人が記入してください。

## 一般旅券発給申請書

申請書は10年用と5年用があります。

- 10年用 — 20歳以上で有効期間が10年の旅券を希望する人
- 5年用 — 20歳以上で有効期間が5年の旅券を希望する人  
20歳未満の人

この署名はそのまま旅券に転写されます。

必ず申請者本人が漢字（漢字が書けない人はひらがな）又はローマ字で記入してください。

- 署名は書き直したり、なぞったりしてはいけません。
- 旅券の署名は外国旅行中に常時使用するサインです。
- 乳幼児で署名ができない場合は、法定代理人（父又は母等）が代理署名することができます。
- 病気、けが等で代理署名する場合は、事前に市・町にご相談ください。
- 先の太いサインペンなどは、字がつぶれやすいため、使用しないでください。

例1

広島 次郎

例2

Jiro Hiroshima

例3

ひろしま じろう

代理署名例1

広島 誠  
広島千雪(母)代筆

代理署名例2

広島 誠  
by C. HIROSHIMA (Mother)

居所申請については5ページを参照してください。

海外旅行中に日本国内にいる家族、勤務先の上司などを記入してください。

自宅で印刷した写真は、見た目がきれいでも、作成した結果、旅券の画像が粗くなるおそれがあるため、写真のお取り替えをお願いする場合があります。

### 新規・切替

受理年月日	年 月 日	受理番号	年 月 日
窓口記入欄	記入しないでください。		
有効期間	5 子供	発行年月日	交付年月日
氏名 (左詰めで記入)		ヨミカタ (カタカナで記入。濁点及び半濁点は同一マス内に「カ」「バ」等と記入してください。)	
氏名 (左詰めで記入)		姓 (戸籍に記載のとおり、かじ書体で記入してください) 名	
氏名 (左詰めで記入)		姓 HIROSHIMA 名 JIRO	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		性 別 0 男 1 女 2 不明	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		生 年 月 日 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		本 籍 (都道府県名を左詰めで記入してください) (市区郡以下を記入してください)	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		本 籍 広島県 広島市中区基町10番地	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		旅券番号 TF3456789 発行年月日 西暦で記入 20070715	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 HIROSHIMA	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		この申請書を提出する日の年齢 20歳以上の場合は、下欄の( )内に「5」と必ず記入してください。 ※3日以内に前失(喪失)届出を行っている場合は、枠内に「印」を記入してください。	
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)		満(45)歳 私は有効期間が(5)年の一般旅券の発給を希望します。	
現住所 (住民票に記載の住所)	〒730-8511 広島市中区基町10番52号		電話 082(513)5603
居所で申請する場合は居所も下段に記入してください	その他勤務先など日中の連絡先		携帯 090(1234)5678
居所で申請する場合は居所も下段に記入してください	電話 082(222)1111		電話 ( )
日本国内の緊急連絡先	住所 広島市中区基町9番42号		電話 082(1123)5678
日本国内の緊急連絡先	氏名 広島 大介 申請者との関係 弟		電話 082(1123)5678
刑罰関係	※次の各事項に該当しているか否か、□に「印」を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。)		現在外国の国籍を有していますか。
刑罰関係	1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 □ はい □ いいえ		はい □ いいえ □
刑罰関係	2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 □ はい □ いいえ		はい □ いいえ □
刑罰関係	3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 □ はい □ いいえ		はい □ いいえ □
刑罰関係	4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 □ はい □ いいえ		はい □ いいえ □
刑罰関係	5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 □ はい □ いいえ		はい □ いいえ □
刑罰関係	6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 □ はい □ いいえ		はい □ いいえ □
刑罰関係	現在外国の国籍を有していますか。		はい □ いいえ □
刑罰関係	どの国の国籍ですか。		取得年月日
刑罰関係	どのような方法で取得しましたか。		外国籍の父又は母の子として出生 □
刑罰関係	外国籍の父又は母の子として出生 □		外国での出生 □
刑罰関係	外国人との婚姻又は養子縁組 □		帰化申請又は国籍取得届出 □
外務省コード欄	03 13条 10 別名併記	14 既入確認	0A 別入 0C 解除 0E 職権
外務省コード欄	04 対立地域 11 非ヘボン	15 既入確認	0F 文書 0G 再作成

戸申書た  
代  
前さ号姓さ  
こは  
いを「人月入  
よす付「人島せ

- 申請用紙は機械で読み取りますので、折り曲げたり、よごしたりしないでください。
- 修正液などは絶対に使用しないでください。
- 黒ボールペン又は黒インクで太枠内の所定の欄に枠からはみ出さないよう記入してください。
- 消しゴムで消せるボールペンは使用しないでください。
- 先の太いサインペンやマジックは使用しないでください。

籍どおり、必ず申請者本人ががい書体で署名してください。

乳幼児で署名ができない場合は、法定代理人(父又は母等)が代理署名することができます。病気、けが等で代理署名する場合は、事前に市・町にご相談ください。

代理署名例 (母代筆)  
**広島 誠**

回の旅券に記載されている旅券番号、発行年月日、を記入してください。

の欄は 10 年用ではありません。

づれかの□に✓付けてください。「はい」に該当するは、国籍、取得年月日、取得方法も記入してください。

く読んで必ずいづれかの□に✓を付けてください。「はい」に該当するは必ず事前に広島県にお問ひ合わせください。

出発予定日 平成24年 8月 20日		※主要渡航先での滞在期間 <input checked="" type="checkbox"/> 3ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 3ヶ月以上	
※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。 ① <input type="checkbox"/> 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② <input type="checkbox"/> 旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的 ( <b>該当者のみ記入してください。</b> ) ②の場合は、二重発給が必要な理由も記入 今回の渡航先 (渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名		コード	
旅券面の氏名表記 (表面のヘボン式と異なる場合のみローマ字活字大文字で記入)			
(姓)		最大31字まで (別名を含む)	
(名)		最大31字まで (別名を含む)	
注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字 (別名併記を除く) までです。記号 (・~など) や、数字 (ⅡⅢなど) 等は記載できません。但し、別名併記の ( ) は記載可。			
外務大臣 殿		平成 年 月 日	
在任 大使 総領事 殿			
この申請書の記載は事実と相違なく、旅券法第3条の規定により、一般旅券の発給を申請します。この申請書に記入した氏名の表記を今後変更しないことを誓います。			
申請者署名		(署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、がい書体で行ってください (署名が困難な場合を除く)。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために、押印を使用する場合は、押印が必要です。)	
法定代理人 (親権者、後見人など) 署名		<b>広島 次郎</b>	

へボン式ローマ字によらない表記を希望する人のみ記入してください。

- 旅券面上のローマ字表記は、一度選択されると変更できません。
- へボン式ローマ字によらない表記を希望する人は、事前に市・町までお問い合わせください。

申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は法定代理人 (父又は母等) の署名が必要です。

- 法定代理人が遠隔地において署名が困難な場合には「旅券申請同意書」を添付してください。
- 「旅券申請同意書」の記載内容は市・町にお問い合わせください。
- 「旅券申請同意書」は広島県のホームページからダウンロードできます。5ページ「未成年者又は成年被後見人の申請」を参照してください。

本人確認欄	(1点でよい書類) <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード(写真付き) <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃等所持許可書	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引主任者証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (介護防止) 等	(2点必要な書類) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 船員保険証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 船員国書
官公庁記載欄	<input type="checkbox"/> 代理 <input type="checkbox"/> 非へボン <input type="checkbox"/> 別名併記 <input type="checkbox"/> 長音表記 疎明資料名 ( ) 理由 ( )		

**代理で申請する場合のみ記入してください。**  
 (本人又は法定代理人が申請に来る場合は記入の必要はありません。)

**申請書類等提出委任申出書**

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第4項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。 平成 年 月 日 申請者署名 <b>広島 次郎</b> 引受人氏名 <b>広島 ゆかり</b> 申請者との関係 <b>長女</b> 引受人住所 <b>広島市中区基町10番52号</b>	申請者本人が記入	
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署及び申請者署名は本人自筆のもの (又は適正な記名) であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 平成 年 月 日 連絡先電話番号 082 (513) 5603 引受人署名 <b>広島 ゆかり</b> 生年月日 明治・大正・昭和・平成 62年 9月 5日		代理人が記入 ●代理人の本人確認書類が1つ必要
注意事項	1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示 (出) してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。 3. 署名は必ず本人が行ってください (署名が困難な場合を除く)。なお、署名が困難な場合であって法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。		

旅券は、日本国政府が、外国政府に対してあなたの国籍を証明し、安全な旅行ができるように保護と援助を要請する公文書です。

保管中の紛失や海外での盗難には十分にお気をつけください。

## ヘボン式ローマ字の綴り方

あ A	い I	う U	え E	お O
か KA	き KI	く KU	け KE	こ KO
さ SA	し SHI	す SU	せ SE	そ SO
た TA	ち CHI	つ TSU	て TE	と TO
な NA	に NI	ぬ NU	ね NE	の NO
は HA	ひ HI	ふ FU	へ HE	ほ HO
ま MA	み MI	む MU	め ME	も MO
や YA	い I	ゆ YU	え E	よ YO
ら RA	り RI	る RU	れ RE	ろ RO
わ WA	ゐ I	う U	ゑ E	を O
ん N(M)				
が GA	ぎ GI	ぐ GU	げ GE	ご GO
ざ ZA	じ JI	ず ZU	ぜ ZE	ぞ ZO
だ DA	ぢ JI	づ ZU	で DE	ど DO
ば BA	び BI	ぶ BU	べ BE	ぼ BO
ぱ PA	ぴ PI	ぷ PU	ぺ PE	ぽ PO

きゃ KYA	きゅ KYU	きょ KYO
しゃ SHA	しゅ SHU	しょ SHO
ちゃ CHA	ちゅ CHU	ちょ CHO
にゃ NYA	にゅ NYU	にょ NYO
ひゃ HYA	ひゅ HYU	ひょ HYO
みゃ MYA	みゅ MYU	みょ MYO
りゃ RYA	りゅ RYU	りょ RYO
ぎゃ GYA	ぎゅ GYU	ぎょ GYO
じゃ JA	じゅ JU	じょ JO
びゃ BYA	びゅ BYU	びょ BYO
ぴゃ PYA	ぴゅ PYU	ぴょ PYO

### \*参考

ジェ JIE ティ TEI デイ DEI デュ DEYU  
 フィ FUI フェ FUE フォ FUO  
 ヴァ BUA (又は BA) ヴィ BUI (又は BI)  
 ヴ BU ヴェ BUE (又は BE)  
 ヴォ BUO (又は BO)

## 注意

### 1 撥音

ヘボン式では B・M・P の前の N は M になります。

例) 南部 (なんぶ) NAMBU 本間 (ほんま) HOMMA 俊平 (しゅんぺい) SHUMPEI

### 2 促音

小さい「つ」は次の子音を重ねます。

例) 服部 (はっとり) HATTORI 吉川 (きっかわ) KIKKAWA

ただし、チ (CHI)・チャ (CHA)・チュ (CHU)・チョ (CHO) に限り、その前には T が入ります。

例) 発地 (ほっち) HOTCHI 八丁 (はっちょう) HATCHO

### 3 長音

原則は表記しません。

例) 大田 (おおた) OTA 良太 (りょうた) RYOTA 夕子 (ゆうこ) YUKO

### 4 非ヘボン式ローマ字

外国人と婚姻関係がある場合、非ヘボン式表記の旅券にしなければならない理由がある場合、家族が非ヘボン式表記の旅券を所持している場合などで、ヘボン式ローマ字によらない表記を希望する人は、事前に市・町までお問い合わせください。

## 申請についての注意

### 申請窓口

○申請や交付の窓口は、**住民登録されている市・町**です。(ただし、次の居所申請の場合は、お住まいの市・町で手続きできます。)

### 居所申請

○広島県以外に住民登録している人でも、広島県内に住居がある人で、その住居に居住していることが確認できる場合は、「居所申請」という方法で住居のある広島県内の市・町で申請できます。

通常申込みに必要な書類に加えて**住民票やその居所を確認できる書類**などが必要となりますので、事前にお住まいの市・町にお問い合わせください。

○代理申請はできません。

### 代理申請

○申請は本人が原則ですが、代理の方が申請書等を提出することもできます。

(有効旅券の紛失等の場合、刑罰等関係に該当する場合、居所申請の場合等は、代理での申請はできません。)

○「所持人自署」欄、「刑罰等関係」欄、「外国籍の有無」欄、「申請者署名」欄(戸籍どおりの漢字)のほか、申請書の裏面の『申請書類等提出委任申出書』の「申請者記入」欄は**必ず申請者本人が記入してください**。(申請書は事前にご準備ください。)

なお、未成年者の申請を法定代理人(父又は母、後見人など)が行う場合には、この欄への記入の必要はありません。

○申請者本人の申込みに必要な書類(1ページ)に加え、代理の方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)が1点必要です。

### 切替・訂正新規申請

○前回取得した旅券の残存有効期間は切捨てとなります。また、**旅券は申請と同時に窓口**に提出していただきます。

### 未成年者又は成年被後見人の申請

○未成年者又は成年被後見人が旅券を申請する場合は、**法定代理人の同意が必要**です。

○申請書裏面の「法定代理人署名」欄に**親権者(父又は母)又は後見人が署名**してください。

○親権者等が遠隔地において「法定代理人署名」欄への署名が困難な場合には、親権者が署名した「旅券申請同意書」を添付してください。この「旅券申請同意書」の記載内容は、市・町にお問い合わせください。

なお、「旅券申請同意書」は広島県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/38/1167978368764.html>

### 受け取り

○旅券は、年齢に関係なく**必ず本人が受け取りに来て**ください。

○申請の日から6か月を過ぎると旅券は無効になりますので、それまでに必ずお受け取りください。

### 手数料

○手数料は、受け取りの際に次のとおり納めていただきます。

種類	収入印紙	広島県収入証紙	合計
10年	14,000円	2,000円	16,000円
5年	9,000円 (12歳未満の場合4,000円)	2,000円	11,000円 (12歳未満の場合6,000円)

### その他

○「刑罰等関係」欄に該当する場合は、**必ず事前に広島県**にお問い合わせください。

○旅券は有効期間満了日まで有効ですが、無査証(ビザなし)で外国に入国する場合は、残存有効期間が3か月以上や6か月以上必要とする国が多いので、ご注意ください。

○5名以上の団体で申込みをされる場合は、事前(1週間程度前)に電話等で市・町に予約してください。